

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社佐藤工務店	4240001038078	広島県尾道市高須町3733－1	R8.8.4 ～ R8.12.3 4ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第10号 （公契約関係競売等妨害又は談合）	当該事業者の元代表取締役は、広島県尾道市上下水道局が発注した工事2件の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、広島地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
株式会社南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号	R8.7.17 ～ R8.11.16 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。